○中部大学研究倫理委員会規程

2015年２月18日制定

（設置）

第１条　中部大学（以下「本学」という。）に、研究活動における不正及び研究費の不正使用等、研究に係る倫理に関する事項について審議するため、中部大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項等）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 研究に係る倫理に関する事項

(2) 研究活動における不正に関する事項

(3) 研究費の不正使用に関する事項

(4) 安全保障貿易管理に関する事項

(5) 研究に係る倫理についての教育・啓発活動に関する事項

(6) その他研究に係る倫理に関し、学長から諮問された事項

２　委員会は、研究に係る倫理に違反する行為（以下「不正行為」という。）を事前に防止する体制を整備する。

３　委員会は、不正行為に関する苦情、相談、告発等の受付窓口を設置し、不正行為に関する告発があれば適時に学長に報告するとともに、委員会の下に告発を取り扱うための調査体制を整備する。

（組織）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副学長のうちから学長が指名する者

(2) 学部長

(3) 研究科長

(4) 学長が指名する者

（任命）

第４条　前条第４号の委員は、学長が任命する。

（任期）

第５条　第３条第４号の委員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

２　第３条第４号の委員に欠員が生じ、学長が欠員を補充する場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第６条　委員会に委員長を置き、第３条第１項第１号の委員をもって充てる。

２　委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

（定足数及び議決要件）

第７条　委員会は、委員の３分の２以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数で決する。

（委員以外の者の出席）

第８条　委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

（守秘義務）

第９条　委員会の委員及び関係者は、知り得た内容について、委員及び関係者以外に漏えいしないよう、個人情報保護に留意し、秘密保持を徹底する。

（受付窓口）

第10条　不正行為に関する苦情、相談、告発等の受付窓口は、告発者及び情報提供者の人権、個人情報等を保護するため、委員長をもって充てる。

（告発の取扱い・受理）

第11条　不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、受付窓口を通じ、告発を行うことができる。また、告発の意思を明示しない相談についても、受付窓口はその内容に応じ、確認・精査する。

２　告発は、受付窓口に書面、電話、FAX、電子メール、面談等を通じて行わなければならない。

３　告発は、原則として顕名とし、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示されているもののみ受理される。また、研究活動における不正行為に関する告発は、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていなければならない。

４　匿名による告発は、告発内容に応じ、顕名による告発に準じて取り扱う。

５　告発内容につき、本学が調査を行う機関に該当しないときは、該当する機関に回付する。

６　告発は、原則として当該告発に係る事実の発生の日から起算して、５年以内に行わなけ

ればならない。

（告発者・被告発者の取扱）

第12条　関係者は、告発者・被告発者について、調査結果の公表まで、秘密保持を徹底する。

２　告発者に対して、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、告発したことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

３　被告発者に対して、単に告発がなされたことのみをもって、研究活動を部分的又は全面的に禁止し、不利益な取扱いをしてはならない。

４　悪意に基づく告発であることが判明した場合は、懲戒処分、刑事告発等の処分を行う。

（予備調査の実施）

第13条　委員長は、第11条による告発を受理した場合又は学長より調査の開始を命ぜられた場合は、速やかに予備調査を実施する。

２　予備調査を実施するため、予備調査委員会を置く。

３　予備調査委員会は、告発の際示された不正行為の態様、事案の内容又は科学的な合理性のある理由の論理性と告発された事案の検証の可能性を考慮し、告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。

（予備調査委員会の組織体制）

第14条　予備調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 委員会の委員のうち委員長が指名した者

(2) 被告発者が所属する学部等の長

(3) その他委員会が必要と認めた者

２　予備調査委員会の座長は、前項第１号の委員をもって充てる。

３　予備調査委員会は、必要があると認めるときは、告発者、被告発者に対して事情聴取を行うことができる。

４　予備調査委員会は、告発の受理から25日以内に予備調査を終了し、当該調査の結果を委員会に報告しなければならない。

５　委員会は、前項の報告に基づき、不正行為の存在の可能性を判定し、その結果を告発者及び被告発者に通知する。

６　委員会は、本調査を行うことを決定した場合は、告発の受理から30日以内に当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

（本調査の実施）

第15条　予備調査により不正行為の存在の可能性が認められた場合には、委員会は、30日以内に本調査を開始しなければならない。

２　委員会は、本調査を実施するため調査委員会を置く。

３　調査委員会は、本調査の実施に当たっては、告発者及び被告発者からの事情聴取並びに告発に係る書面に基づき、不正行為の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

４　研究活動における不正行為に関する告発の場合は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や関係者のヒアリング、再実験の要請を通じて調査する。

（調査委員会の組織体制）

第16条　調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 委員会の委員のうち委員長が指名した者

(2) 委員会が必要と認めた者

２　調査委員会の座長は、前項第１号の委員をもって充てる。

３　調査委員会の委員の半数以上は外部有識者で構成され、全ての調査委員会委員は、告発者及び被告発者と利害関係を有しない者とする。

４　委員会は、調査委員会委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。告発者及び被告発者は、15日以内に調査委員会委員の異議申立てをすることができる。委員会は、異議申立てがあった場合は、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

５　調査委員会は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

(1) 関係者からの事情聴取

(2) 関係資料等の調査

(3) 被告発者の当該競争的研究費等の一時的執行停止

(4) その他本調査の実施に関し必要と認められる事項

６　被告発者は、自己の責任において、告発された事案に対して、疑惑解明への説明責任を果たさなければならない。また、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定される。

７　調査委員会は、告発された事案に係る証拠となるような資料等を保全する措置をとらな

ければならない。

8　調査委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者（調査対象者）の自認等の諸証拠を総合的に検証し、客観的事実と故意性等を判断する。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と判断することはできない。

9　調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等についてその事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告、協議しなければならない。

10　調査委員会は、本調査開始から120日以内に、本調査の結果を委員会に報告しなければならない。

（審理及び判定）

第17条　委員会は、本調査の結果をもとに不正行為の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について審理し、報告後30日以内に判定を行う。

2　調査の結果、不正行為が行われていなかったと判定された場合で、告発が悪意に基づくものであると判明したときは、委員会は、併せてその旨の判定も行う。この判定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与える。

3　委員会は、判定後５日以内に結果を、告発者及び被告発者に通知する。併せて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

（不服申立て）

第18条　告発者及び被告発者は、前条の判定の結果に不服がある場合は、委員会に対して不服申立てをすることができる。

2　不服申立ては、調査結果の判定を覆すに足る不服申立て趣旨、理由等を書面にした上、提出する。

3　不服申立ては、調査結果の判定の通知を受けた日から起算して10日以内に行わなければならない。

4　委員会は、不服申立てがあったことを、告発者及び被告発者に通知する。併せて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

（不服審査委員会）

第19条　委員会は、前条の不服申立てを受理したときは、不服申立ての審査を行う。

2　不服申立ての審査は、不服審査委員会が行う。不服審査委員会は、調査委員会の委員で構成するが、不服申立ての趣旨が、新たな専門性を要する判断が必要となる場合は、委員会は、不服審査委員会委員の交代又は追加を行う。

３　不服審査委員会は、不服申立ての趣旨・理由等をもとに、判定の結果及び関係資料を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再調査の必要性について判断し、その結果を不服申立ての審査開始から20日以内に、委員会に報告しなければならない。

４　委員会は、再調査の有無を判定し、告発者及び被告発者に通知する。併せて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

（再調査、再審理及び判定）

第20条　委員会は、再調査の必要があると認めたときは、速やかに再調査を行う。

２　再調査は、不服審査委員会が行う。

３　不服審査委員会は、再調査を行い、再調査開始から20日以内に、再調査の結果を委員会に報告しなければならない。

４　委員会は、再調査の結果をもとに不正行為の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について審理し、報告後10日以内に判定を行う。

５　委員会は、再審理の結果を、告発者及び被告発者に通知する。併せて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

６　告発者及び被告発者は、再審理の判定の結果に対して不服を申し立てることはできない。

（配分機関等への報告）

第21条　委員会は、告発の受理から210日以内に調査が完了しない場合であっても、調査の進捗状況等をその事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

２　委員会は、調査の期間中に不正行為の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、配分機関等及び文部科学省に報告する。また、配分機関等から中間報告を求められた場合は、調査の終了前であっても、調査の進捗状況等を配分機関等及び文部科学省に報告する。

３　配分機関等の求めがある場合は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

（裁定）

第22条　学長は、第17条及び第20条の判定が行われた場合に、不正行為の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について裁定を行う。

２　学長は、不正行為の存在が確認された場合は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 配分機関等及び文部科学省に対する、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理、監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書の提出

(2) 調査の結果の公表（公表する内容は、不正に関与した者の氏名、所属、不正の内容、本学で公表時までに行った措置内容、調査委員会委員の氏名、所属、調査の方法、手順等が含まれているものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名、所属などを非公表とすることができる。なお、公表内容について不正に関与した者の意見があるときには、その意見を付して公表するものとする。

(3) 不正に関与した者の不正があった競争的研究費等の返還請求

(4) 不正に関与した者への裁定

(5) 管理監督に適正を欠いた者への裁定

（懲戒）

第23条　不正に関与した者及び管理監督に適正を欠いた者に対する懲戒処分等は、学校法人中部大学就業規則の定めるところによる。

（調査対象者の保護）

第24条　委員会は、予備調査、本調査又は再調査の結果、不正行為の事実が認められなかった場合は、調査の対象になった者の教育研究活動への支障除去又は名誉毀損の回復等のために必要な措置をとらなければならない。

（補佐者の同席）

第25条　委員会、予備調査委員会、調査委員会、不服審査委員会は、調査等に際し、告発者又は被告発者から事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めたときは、告発者又は被告発者を補佐する者の同席を許可することができる。

（協力義務）

第26条　不正行為に係る告発に関係する者は、当該告発に基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に際して誠実に協力をしなければならない。

（教育・啓発活動）

第27条　委員会は、法令違反及び不正行為を事前に防止するため、研究に係る倫理に関する事項についての教育・啓発（研究倫理教育、コンプライアンス教育、安全保障貿易管理教育等）に継続的に取り組まなければならない。

（庶務）

第28条　委員会の庶務は、研究支援課において処理する。

（取扱規程）

第29条　この規程に定めるもののほか、研究活動における不正行為への対応等の取扱い及び公的研究費の管理・監査についての取扱いに関し必要な事項は、それぞれ中部大学研究上の不正行為に関する取扱規程及び中部大学競争的研究費等の運営及び管理の取扱規程で定める。

附　則

１　この規程は、平成27年２月18日から施行する。

２　中部大学研究者倫理委員会規程（平成18年12月20日制定）は、廃止する。

附　則

この規程は、平成29年６月21日から施行し、平成29年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、2022年３月１日から施行する。